

I 現行の遺言制度

1 方式要件

Wills Act 1837（1837年法）9条1項

*方式要件が緩和される特別方式（**privileged will**）は、軍関係と船員のみ。

「遺言は、次の要件が満たされる場合にのみ、有効である。

(a) 書くことによってされ（**in writing**）、遺言者が、または遺言者の面前（**presence**）で遺言者の指示に従って別の者が、署名したこと、かつ

(b) 遺言者が署名によって遺言に効力を与えることを意図していると思受けられる（**it appears**）こと、かつ

(c) そこに同時にいた（**present at the same time**）2人以上の証人らの面前で、遺言者が署名するか、承認する（**acknowledge**）こと、かつ

(d) 各証人が、遺言者の面前において（しかし他の証人の面前であることは要しない）、

(i) 遺言を見届けて（**attest**）署名すること、または

(ii) 自分の署名を承認する（**acknowledge**）こと。

なお、見届けの方式（**form of attestation**）は必要とされない。」

○署名は、遺言に効力を与える意図を示すものであればよく、よってイニシャルや拇印でも差し支えない。また、署名の位置は問われない。

○証人が2人は必要。両者が同時に、遺言者の署名（または承認：すでにされていた署名を、遺言者が、自分のものであると認めること）に立ち会っていることが必要。

「面前」とは、証人が、遺言者と物理的に同じ場にいるという意味（**bodily presence**）にとどまらず、遺言者の行為を見て認識するという意味での **mental presence** も必要。

証人やその配偶者は当該遺言による利益を受けることができないが（1837年法15条）、証人として欠格事由があるということではない。

○Covid-19 対応として、1837年法9条に2項が追加された。

「第1項の規定の Paragraph(c)および(d)について、2020年1月31日から2024年1月31日までに作成された遺言との関係では、面前（**presence**）とは、ビデオ会議その他の視覚的中継（**visual transmission**）の手段によるものを含むものとする。」

もっとも、事務弁護士へのアンケート調査もふまえると、この遠隔方式による遺言作成は、可能であれば避けるべきであるというのが、一般的な認識であるようである。なお、2024年1月31日までという期間について、延長はされないこととなった。

2 遺言の効力についての争い

被相続人の死亡後、遺産は、裁判所の検認手続 (probate) で選任される人格代表者 (personal representative) に帰属する。検認手続で選任された人格代表者は、裁判所から、遺産管理状 (grant of representation) という権限証書の発給を受ける。遺言があり、当該遺言で遺言執行者 (executor) として指名された者がいる場合には、検認手続 (当該遺言を添付して申請する) を経て、当該被指名者が、遺言執行者 (人格代表者の一類型) として選任され、検認状 (grant of probate) という種類の遺産管理状の発給を受ける。

検認状の発給申請の手続に、基本的に争訟性はない。しかし、たとえば遺言に不審な点があると思われた場合には、その説明のため、遺言の証人などによる宣誓供述書 (affidavit) の提出が求められることがある。不審を払拭できそうにないことを見越して、検認状の発給の申請を断念して別のタイプの遺産管理状を申請することもある。

P が申請した検認状発給申請に対して、たとえば遺言が無効であると考えてる者 Q は、裁判所に caveat というものを登録して、P が申請した手続を止めることができる。P が、Q の caveat が登録されていることを発見して、それによるブロックを解除したいときは、warning というものを Q に対して出し、14 日以内に appearance をするよう求める。ここで、Q の appearance がされなければ、appearance がなかった旨を P が裁判所に申告することで caveat によるブロックは解除され、反対に Q の appearance がされれば、検認訴訟 (probate claim) により決着がされ、決着が図られるまでは検認状が出されることはない。

probate claim では、遺言関係の書類 (遺言のドラフトや、遺言者の指示を記録した事務弁護士メモなども含む) を裁判所に提出して裁判所の管理下に置かなければならない。また、遺言の有効性を主張する側は、遺言の証人を少なくとも 1 人は呼んで (遺言の証人がいなくても available でなかった場合を除く)、遺言の適式な完成について証言をしてもらわなければならない。

probate claim は基本的に通常の訴訟と同じであるとされるが、異なる点として、裁判所は、この遺言で検認状を出すことは正しいことかという視点から、真実はどうであったのかを探求することに關心を持っており、その点で糾問的 (inquisitorial) な性格も備えている、とされる。

II 電子遺言に関する立法提案

2017 年に遺言法に関する Law Commission の試案 (Consultation paper) → 意見募集
Covid-19 の経験を経て、電子遺言については 2023 年 10 月に追加試案 → 意見募集
寄せられた意見の分析をふまえた最終報告書は、2025 年初頭に出される見込み。

「電子遺言 (electronic wills)」: 下記の (β) および (γ)

(α) 遺言の準備段階でデジタル技術を用い、その後それをプリントアウトしたものに署名をして完成させる ← 現行法でも問題なく可能

(β) 遺言の完成までを電子署名などを用いて電子的に行い、それをプリントアウトして1通の正本とする 「電子的に完成された遺言 (electronically executed wills)」

(γ) 遺言の完成後の保管や、検認手続まで電子的に行う (電子ファイルそれ自体が遺言として検認手続にまわされる) 「完全電子遺言 (fully electronic wills)」

2017年試案の作成段階での関係者へのインタビューでは、電子遺言への需要は少なかった。2017年試案へ寄せられた意見(2023年試案で紹介されている)では、およそ半分の回答者は、需要はない(no demand)と回答した。将来においては電子遺言への需要が期待されるという回答もあった反面で、需要があるとしても、電子的に完成させることの不便さや費用を上回るとは思えないという回答もあった。

○2023年試案での方針・提案

1. 取引行為とは異なり遺言には、一方的な文書である(相手方がいない)こと、専門家の助けを得ずに作成されることも多いこと、死亡まで撤回可能であること、頻繁に作成されるものではないこと、基本的に誰でも証人となることができるので証人を直接にその場に呼び出すことが困難という状況はなかなか考えられないこと、署名にあたり適格電子署名(qualified electronic signatures)のような高度な電子署名システムが必要となると考えられるが、遺言作成だけのためにそれを取得しようとする人はいないであろうこと、等の独自性を考慮する必要がある。

2. 紙による遺言を想定した各要件を電子版に置き換えるというやり方(例:署名要件を電子署名に置き換える)をとるのではなく、電子遺言に固有の要件を考えるべきである。

3. 1837年法9条1項の方式要件が果たしている機能として、①証拠機能(evidentiary function)、②注意喚起機能(cautionary function)、③キャナライズ機能(channelling function)、④保護機能(protective function)の4つがある(アメリカ合衆国での議論に依拠)。電子遺言の要件としては、これらの機能を確保できるようなものにすべきである。

①: 当該遺言を作成したのは遺言者でありそれに書かれているのは遺言者の意思であるという証拠を提供する機能

→ 署名要件について、適格電子署名を用いるとしても、パスワード等を家族や介護者に教えている場合があることや、現状の生体認証技術は完璧ではないことを考えると、それだけでは不十分である。遺言完成時における遺言者の同一性確認のための別の要件と組み合わせることを考えるべき。

→ writing要件について、紙だと可読性が長期にわたって確保される。同等の可読性確保のため、たとえば、電子遺言については登録を要件とすることが考えられる。

②: 遺言を作成することは重大な性質の行為であることにつき遺言者の注意を向けさせ、遺言によって何を実現しようとするのかを注意深く考えるように仕向ける機能。

→ 署名した **writing** によるという要件（これは電子遺言においても満たされる）のほか、証人 2名 以上による見届け（**witnessing**）という要件も、遺言作成の儀式性という点で注意喚起機能を果たしている。電子遺言の場合には、一定以上の水準の電子署名を求めれば見届けの要件は必要ないという議論もありうる（捺印証書 [deed] についてそういう議論がある）が、その場合でも、署名した **writing** によるという要件のほかに、何らかの追加的要件が必要である。

③：望んでいる死後の財産承継を達成するために、標準的な型（**standard form**. 用語や表現）によることへと遺言者を誘導する機能

→ 電子遺言でも、満たすことができる。**in writing** という要件は維持すべき。

④：遺言者を詐欺や強迫から守る機能

→ 一定以上の水準の電子署名だけで、紙の遺言における方式要件がもつ④の機能と同程度のもので達成されるとは思われず、見届け要件も④の点で重要な役割を果たしているので、適格電子署名を用いたとしても、それだけでは足りず何らかの追加的要件が必要である。技術の進展により、遠隔での見届けもできるという考え方もありうるが、それが対面方式の見届けと同等の④の機能を果たすかは疑問である。

4. 電子遺言用の独自の制度を設けるにあたって、技術的に中立なルールを設けるべきという立場から、可能であれば、満たすべき特徴や機能性（**features and functionalities**）を特定するにとどめるべきである。

5. ビデオ遺言は、方式要件の果たしている機能を満たさない点において否定的な評価。有効性を承認すべきでない。

○追加的要件のアイディアのまとめ

- ・遺言完成時に遺言者の同一性を確認するか遺言作成の記録（**recording**）をするとともに、証人が一定の方式において確言をする（**attest**）
- ・一定程度のセキュリティのある電子署名を遺言者に求める（証人にはそこまで求めないことも考えられる）
- ・現行の見届けの要件が果たしている機能がどのようにすれば電子遺言の場合でも果たされるかを再考する
- ・(γ)の完全電子遺言については、有効要件として、当局への登録、または特定のやり方・場所での保存を求める

以上